



(公社) 福島原発行動隊

安全・衛生方針

宣言

福島原発行動隊員は、メンバー構成、任務等の特殊性を十分考慮し、下記を自覚して、安全に任務を遂行します。

1. シニアとして現役世代の範となります。
2. 相互の意思疎通に努め、『だろー行動』を排除します。
3. 作業内容をよく把握してから、着手します。(TBM-KY)
4. 高齢者特有の災害に配慮した、計画と実施にします。
5. 放射線被ばくを最小限に留めるよう、業務を遂行します。

禁止事項

上記宣言を具現化する為、ボランティア精神の下、笑顔と挨拶を忘れず、皆で協力して、下記禁止事項を見逃しません。

1. 管理者の職務不履行

各班長・法定作業指揮者・監視人による次条以下の不安全行為の意図的な見逃し、安易な予定外作業の実施、天災予報無視と事故(怪我発病)通報の意図的な不履行

2. 作業員放射線被爆

指定区域内でのマスク未着用及び飲食喫煙、指定作業での防災服具未着用・不備、強風時高土埃作業、代表作業者の積算線量計未着用、ホットスポット未確認、除染電離則健康診断未実施での指定区域内作業

3. 高齢者危険作業

熱中症危険環境での指定時間以上無休息・無給水、怪我・体調不良・高血圧未申告、10kg以上の荷物の不用意な持ち上げと単独運搬、荷物運搬ルート・階段の躓き障害物未確認、不自然な姿勢での長時間作業

4. 不安全高所作業

屋根上部等2m以上の高所・足場上でのヘルメット・安全带未使用及び高血圧者作業、脚立・梯子・トラック荷台上での不安全作業

5. 設備・交通安全違反

法定機械装置の未点検・無資格運転、非認定運転者による業務上の車両運転、100km又は一時間以上の単独公道運転

6. 反社会的行為

放射能汚染物の無断持出・廃棄、思慮分別を欠くこと(酒気帯び・悪ふざけ等)による危険行為

目標

行動隊員最大放射線被爆線量：20mSv以下/年・人

休業1日以上之死傷者度数率：6件以下/百万時間

本目標達成に向け、安全衛生委員会はOSHMSにより、作業実績を評価し、作業計画・指示書に反映すると共に、各種基準・教育内容の整備を図る